

消防災第 275 号  
平成 18 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長 殿

消 防 庁 長 官

### 消防団員確保の更なる推進について（通知）

我が国の消防団は、生業を持ちながらも、「自らの地域は自らが守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、昼夜を分かたず各種災害に立ち向かい、地域の安心・安全の確保に大きく貢献しており、各地域の実情に精通した地域住民から構成されているため、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であります。また、災害対応はもとより地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしてきており、地域住民から大いに期待されています。

特に、ここ数年新潟県中越地震をはじめとして福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などが頻発し、また、台風第 14 号や集中豪雨による風水害も発生して、全国各地に大きな被害を及ぼし、今でもその傷跡を残している状況であり、とりわけ東海地震、東南海・南海地震についてはいつ起きてもおかしくないと言われています。こうしたことから、国民の安心・安全に寄せる関心は極めて高いものとなっており、消防防災体制の充実強化は、国、地方を通じて最重要課題の一つであります。その中でも、常備消防の充実はもちろんですが、消防団の充実強化は、地域防災力の向上には不可欠であります。消防団は地域防災の要であり、地域の災害対策の最終責任者である市町村長におかれては、消防団を充実し、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んで頂きますようお願い致します。

しかしながら、消防の常備化の進展、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、全国的に見て消防団員は減少傾向にあり、約 200 万人いた消防団員が今では 90 万人を割ろうとしている状況です。これ以上減少傾向が続くと地域の安全を確保するうえでは大変憂慮される状況にあります。

このため、総務省消防庁としてもこれまで消防団の充実強化を図るための各種施策を打ち出してきたところではありますが、90万人を割る恐れがあるこの時期を捉え、全国的な運動を展開し、消防団員の減少に歯止めを掛けるとともに消防団員の確保について一層喚起していくこととしました。

貴職におかれては、近年の災害が広域化しており、広域的な支援体制を確保する必要性が増してきていることから、消防団の重要性を改めて認識され、消防団員確保の推進役としてぜひとも積極的に関与して頂き、下記事項に基づく消防団員の確保について特段のご配慮を賜るとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部組合事務組合等を含む。以下「市町村等」という。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第1 消防団の重要性について

災害列島と言われる我が国では、毎年必ずと言って言いほど各地で地震災害や台風等による風水害が発生しており、広い地域に渡り甚大な被害を与えています。このような広域に被害を及ぼす災害に対しては、常備の消防力だけでは十分でなく、要員動員力及び即時対応力に優れた消防団が不可欠であります。現状を見ると消防団員数の減少が続いており、大変憂慮される事態です。また、消防団の活動範囲も、通常の災害対応はもちろんのこと、各種警戒や火災予防広報運動の実施、救命講習の指導、国民保護法制の施行に伴う住民の避難誘導など多岐に渡っています。このように地域の安心・安全のために、献身的かつ奉仕的に活動している組織は他にはありません。この素晴らしい消防団を日本の未来のために次世代へ引継いでいくことが我々の重要な使命であると考えております。したがって、各市町村長等におかれては、消防団の重要性について改めて認識され、消防団員の確保に真摯に取り組んで頂きたいと存じます。

### 第2 消防団員確保の基本方針

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とし、条例定数と実員数に乖離がある消防団にあっては、その差を早急に埋められるよう団員の確保に積極的に努めて頂きたいと存じます。

なお、基本団員の確保が困難な場合でも、地域の実情が許せば、ある特

定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（以下「機能別分団」という。）の制度を積極的に活用するとともに、消防団員がやむを得ない理由により退団する場合には、必ず代替りの消防団員を確保することにより、少なくとも現在の団員数を是非とも維持して頂きますよう十分配慮願います。

### 第3 消防団員確保のための各都道府県知事の役割について

消防団の運営管理については、基本的には市町村長等の責務であります。近年の災害が大規模・複雑化し、広域に渡り被害が発生し、広域な応援体制を確保する必要性が増しています。また、消防組織法の一部改正に伴う消防本部の広域再編成や消防・救急無線のデジタル化の課題等を推進していくためには、一市町村だけでは限界があり、各都道府県知事の積極的な勧告、指導又は助言が必要です。このため、消防団員の確保につきましても積極的に関与し、地域の防災力の更なる向上の推進に努めて頂きたいと存じます。

### 第4 消防団員確保の方策について

消防団員を確保するために、次の1に掲げた具体的な方策を参考にされ、2に掲げた対象に対して、各地域の実情を踏まえて積極的な消防団員の確保の推進に努めて頂きたいと存じます。

#### 1 入団促進のための各種方策

##### (1) マスメディア等を積極的に活用した広報の実施

消防団に入団してもらうためにはまず消防団を十分に理解してもらうことが必要です。そのため、各消防団においては、消防団出初式、ポンプ操法大会、火災予防運動等の各種イベント等を実施する際に、マスコミ各社への情報提供を積極的に実施し、テレビ番組（ケーブルテレビを含む）、ラジオ番組、新聞、報道各社の報道ホームページ（インターネット）等に取り上げて貰えるよう積極的に働きかけて下さい。

なお、その際に、消防団員募集のPRについても併せて行い、消防団員の入団促進の推進を図るとともに、市町村等においては、総務省消防庁から配布されたポスター、パンフレット、DVD等の他、各市町村等が独自で作成した広報媒体をあらゆる機会に活用して積極的に消防団員の入団促進を図って頂きたいと存じます。

##### (2) 事業所との協力体制の構築

消防団員の就業形態は大きく変化してきており、消防団員全体に占める被雇用者（サラリーマンやOLなど）の割合が平成17年では69.8%と

なっています。今後、消防団員の確保及び活動環境を整備するうえでは、事業所との協力体制の構築が必要です。このため、平成 17 年度に総務省消防庁内に調査検討会を設け、その検討結果について先般通知したところであり、それらを踏まえ、事業所との協力体制の構築を図って頂きたいと存じます。また、現在、総務省消防庁内に「消防団協力事業所表示制度」の検討会を設け、その運用方法等について検討を進めており、その結果を踏まえ運用通知を発出する予定です。したがって、これらの検討結果及び運用通知を踏まえ、事業所との連携強化を図り、消防団活動への一層の理解及び協力を得て、消防団員の確保及び活動環境の充実強化に努めて頂きたいと存じます。

### (3) 消防団員の処遇等の改善

消防団員の処遇改善については、財政状況が厳しい中で、毎年、団員報酬額及び出動手当額等（以下「団員報酬額等」という。）を普通交付税に算入しており、各市町村等では団員報酬額等の改善にご尽力頂いているところではありますが、依然として普通交付税の算入単価より各市町村等の条例で規定されている単価の全国平均の方が低い状況です。したがって、必要な単価の引き上げを図ることにより消防団員の処遇改善を図り、消防団員の確保につながるよう努めていくとともに、各消防団の実情を踏まえ、消防団拠点施設の改築やポンプ車の更新、更には消防団の制服の見直しや副名称の導入等の改善を図り、イメージアップにつなげるにより消防団入団の促進を図って頂きたいと存じます。

### (4) 表彰・顕彰制度の活用

各市町村等において、消防団活動に協力又は支援した町会、団体又は事業所等に対しては、積極的に表彰・顕彰制度を活用し、協力体制の構築又はなお一層の連携強化の推進を図って頂きたいと存じます。

## 2 入団促進対象

### (1) 公務員・特殊法人等公務員に準ずる職員（農業協同組合職員や郵政職員等）等の入団促進の推進

公務員及び地方公共団体職員等の消防団への入団については、「地方公共団体職員による消防団への入団促進について」（平成 14 年 11 月 25 日付消防消第 224 号消防庁消防課長通知）、「消防団活動の充実強化について」（平成 15 年 3 月 18 日付消防消第 52 号消防庁消防課長通知）、「農業協同組合職員の消防団への参加について」（平成 16 年 2 月 19 日付消防消第 39 号消防庁消防課長通知）及び「日本郵政公社職員の消防団への入団について」（平成 16 年 3 月 19 日付消防消第 65 号消防庁消防課長通知）に基づき、入団促進を図ってきたところですが、平成 17 年 4 月 1 日現在

87,783 名の状況です。したがって、引き続き貴都道府県の職員が積極的に消防団に入団していただくよう、関係部局に働きかけるとともに、貴都道府県内の市町村等に対しても職員の入団を働きかけて頂きたいと存じます。

#### (2) 女性消防団員の入団促進の推進

平成 17 年 4 月 1 日現在、全国的女性消防団員数は 13,864 人で全体の 1.5% です。また、女性消防団員を採用している消防団は 1,010 団で全体の 34% と非常に少ない状況です。消防団活動は、火災の消火をはじめとした災害対応はもちろんのこと、各種警戒や火災予防広報運動の実施、救命講習の指導、国民保護法制の施行に伴う住民の避難誘導など多岐に渡ってきていますが、各地の女性消防団員は火災予防広報業務又は救命講習の指導業務等で非常に活躍しています。また、平成 11 年 6 月 23 日に公布・施行された男女共同参画社会基本法の「男女の差別をなくし、一人の人間としての能力を發揮できる機会を確保していく」という理念に基づき、全消防団に女性消防団員が入団されるよう積極的にその推進を図って頂きたいと存じます。具体的には、女性消防団員の入団を認めていない消防団にあっては、女性消防団員の入団を認めるようにするとともに、町会、自治会、女性職員の多い事業所又は漁業組合等を通じて入団促進の働きかけを積極的に実施する等、女性消防団員の入団促進を図って頂きたいと存じます。

#### (3) 大学生及びOB消防職団員等の入団促進の推進

平成 17 年 4 月 1 日現在、消防団員の平均年齢は 37.6 歳で、昭和 45 年の平均年齢が 32.5 歳であったのに対し 5 歳も高齢化が進んでいる状況です。このため、若者や学生等の入団が期待されています。また、平成 19 年からいわゆる団塊の世代の大量退職の時代を迎えることから、消防職員や消防団員、又は消防・防災の学識経験者の方々も例外ではなく大量に退職されると予想されますが、その消防・防災に関する豊富な知識、技術及び経験等を基本団員又は機能別団員・分団として發揮してもらうことも期待されています。すなわち、若い力又は円熟した力を消防団活動の場で大いに發揮して頂ければ大変有意義でかつ効果的です。具体的には、青年会議所、商工会議所、大学・短大・専門学校、各市町村などと連携を図りながら、消防団募集のポスター等の掲示を依頼するとともに、消防訓練や救命講習等の機会を捉え、入団を促進して頂きたいと存じます。

#### (4) 事業所等の特性を活かした機能別団員・分団制度による入団促進の推進

前第2で述べましたように、消防団員の確保については基本団員の確保を基本としますが、基本団員の確保が困難な場合は、地域の実情により、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する機能別団員・分団制度を積極的に活用して入団促進を図って頂きたいと存じます。具体的には、消防団が存する区域内にある事業所の特性を活かした、例えば、避難誘導や通訳等を行う大学生による分団、クレーン、パワーショベル等の重機を保有する事業所の分団、郵便局、清掃局や宅配業者など定期的に一定コースを巡回する車両やバス等の特殊車両を保有する事業所の分団、OB消防職団員による分団、船舶の保有する事業所の分団等を対象とした次のような機能別団員・分団について、消防団管轄区域内の管内特性、災害発生の潜在的危険性を考慮して導入し、入団促進を図って頂きたいと存じます。

なお、この場合、消防団は基本団員を確保することを原則としますので、基本団員を機能別団員に振り替えることのないよう理解願います。

- ア 火災予防広報団員・分団（女性予防広報分団、音楽隊など）
- イ 情報収集・避難誘導団員・分団（郵便局分団、大学生分団など）
- ウ 特殊救助団員・分団（重機等を有する業者等による分団）
- エ 特殊消火団員・分団（放水（消火）ポンプ等を有する事業所の自衛消防隊等による分団）
- オ 避難輸送団員・分団（バス観光業者等による分団）
- カ シルバー団員・分団（OB消防職員・団員等による分団）
- キ 水上消防団員・分団（船舶業者等による分団）
- ク 林野火災対応団員・分団（林業業者等による分団）
- ケ 危機管理アドバイザー団員・分団（専門的知識・技術を有する分団）

## 第5 関係機関等との連携強化について

- 1 日頃から消防防災関係団体、地方公共団体、郵便局、大学等、町会・青年会、商工会議所など関係機関等に対し消防団に係る情報提供やPRを積極的に行い、消防団を十分に理解してもらい、消防団員の確保を円滑に進められるよう連携強化を図って頂きたいと存じます。
- 2 前1で消防団員の確保や消防団活動に協力した団体・機関、事業所等に対しては、積極的に表彰等を実施し、関係の強化に努めて頂きたいと存じます。

## 第6 その他

- 1 今後の市町村合併に伴い、消防団員の条例定数を見直す場合は、地域の

消防・防災力を向上させるための団員数を確保する方向で対応され、条例定数を減らすことのないよう十分配慮願います。また、消防組織法の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日公布・施行法律第 64 号）の施行に伴う消防本部の広域再編成については、消防団はその対象とされていませんので、その点についても十分に留意して頂きたいと存じます。

- 2 平成 18 年度から、税源移譲により消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊整備費を除く。）に係る国庫補助制度を廃止したところですが、施設整備事業（一般財源化分）が創設されていますので、消防団関係設備の整備を図るために積極的に活用され、消防団の活動環境の充実強化を図って頂きたいと存じます。
- 3 消防団員の条例定数と実員数に乖離がある消防団のうち、本通知後に乖離が解消された市町村等にあっては、速やかに報告して下さい。
- 4 平成 18 年 4 月 1 日現在の消防団員の現況（速報値）を添付したので参考にして頂きたいと存じます。

## 都道府県別消防団実員数（速報値）

単位：人

都 道 府 県	実員数 平成18年4月1日現在
合 計	900,316
北海道	26,892
青森県	20,173
岩手県	23,854
宮城県	22,172
秋田県	18,747
山形県	26,763
福島県	36,295
茨城県	25,065
栃木県	15,305
群馬県	12,524
埼玉県	14,494
千葉県	28,033
東京都	23,662
神奈川県	19,188
新潟県	40,199
富山県	9,695
石川県	5,221
福井県	5,406
山梨県	16,227
長野県	37,607
岐阜県	21,294
静岡県	21,665
愛知県	24,973
三重県	13,975
滋賀県	9,366
京都府	18,855
大阪府	9,743
兵庫県	46,636
奈良県	9,170
和歌山県	12,071
鳥取県	5,222
島根県	13,059
岡山県	29,584
広島県	22,843
山口県	13,911
徳島県	11,025
香川県	7,497
愛媛県	21,181
高知県	8,118
福岡県	25,838
佐賀県	19,905
長崎県	21,746
熊本県	35,981
大分県	16,179
宮崎県	15,572
鹿児島県	15,738
沖縄県	1,647

本表の値は速報値であり、確定しているものではない。